

議案第 19 号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職職員の給与に関する条例(昭和32年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(以下「行7級職員」という。)

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。)」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族である子」という。))については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(以下「行7級職員」という。))を「行7級職員」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。))については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定

その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 10 条を削り、第 10 条の 2 を第 10 条とする。

第 11 条第 1 項第 1 号中「通勤のため交通機関等」を「通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）」に改め、「運賃」の次に「又は料金（以下「運賃等」という。）」を加え、「常例にする」を「常例とする」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第 1 号中「市長の」を削り、同項第 2 号中「掲げる額（」を「定める額（」に改め、同号ウ中「掲げる」を「定める」に改め、同項第 3 号中「市長が」を削り、「及び前号に掲げる額にその者」を「及び前号に定める額に当該職員」に、「掲げる額又は前号に掲げる額にその者」を「定める額又は前号に定める額に当該職員」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 2 項の次に次の 3 項を加える。

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等

の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、15万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

第19条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあって

は、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第20条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第22条の2第2項中「から第10条の2まで」及び「及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員」を削り、同条第3項中「から第10条の2まで」を「、第10条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第4条第3項から第10項まで、第9条及び第10条の規定は、任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	261,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	263,100	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	263,900	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	264,700	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	265,300	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	266,300	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	267,300	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	268,300	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	269,300	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	270,300	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	271,300	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	272,300	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	273,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,500	274,300	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	233,000	275,300	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	234,500	276,400	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	236,000	277,400	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	237,500	278,700	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	239,000	280,000	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	240,500	281,200	358,500	377,900	406,900	449,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	242,000	282,500	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	243,400	283,800	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	244,800	285,000	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	246,200	286,200	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	247,400	287,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	248,600	288,500	364,800	382,400	408,700	
	47	249,800	289,800	365,700	383,100	409,000	
	48	251,000	291,100	366,700	383,800	409,300	
	49	252,100	292,400	367,600	384,300	409,500	
	50	253,200	293,400	368,300	384,900	409,800	
	51	254,300	294,400	369,000	385,500	410,100	
	52	255,400	295,500	369,600	386,200	410,400	
	53	256,400	296,600	370,000	386,600	410,600	
	54	257,400	297,800	370,600	387,200	410,900	
	55	258,400	298,900	371,300	387,800	411,200	
	56	259,400	300,100	372,000	388,300	411,500	
	57	260,400	301,300	372,300	388,700	411,700	
	58	261,300	302,600	373,000	389,300	412,000	
	59	262,200	303,900	373,700	389,900	412,300	
	60	263,100	305,200	374,300	390,400	412,500	
	61	263,900	306,500	374,600	390,800	412,700	
	62	264,700	307,800	375,100	391,300	413,000	
	63	265,500	309,100	375,700	391,800	413,300	
	64	266,300	310,400	376,300	392,400	413,500	
	65	267,000	311,700	376,600	392,700	413,700	
	66	267,800	313,000	377,200	393,100	414,000	
	67	268,600	314,300	377,900	393,500	414,300	
	68	269,300	315,400	378,500	393,900	414,500	
	69	270,000	316,300	378,900	394,200	414,700	
	70	270,800	317,600	379,400	394,500	415,000	
	71	271,600	318,900	380,000	394,800	415,300	
	72	272,300	320,200	380,500	395,000	415,500	
	73	273,000	321,400	381,000	395,200	415,700	
	74	273,800	322,700	381,600	395,500		
	75	274,600	323,900	382,100	395,800		
	76	275,300	325,100	382,400	396,000		
	77	276,000	326,400	382,800	396,200		
	78	276,700	327,500	383,300	396,500		
	79	277,400	328,600	383,700	396,800		
	80	278,100	329,700	384,100	397,000		
	81	278,800	330,400	384,500	397,200		
	82	279,500	331,300	385,000	397,500		
	83	280,200	332,000	385,400	397,800		
	84	280,900	332,800	385,800	398,000		
	85	281,500	333,600	386,100	398,200		
	86	282,200	334,000	386,600			
	87	282,800	334,600	387,000			
	88	283,500	335,300	387,400			

	89	284,100	336,100	387,700				
	90	284,800	336,800					
	91	285,400	337,500					
	92	286,100	338,100					
	93	286,700	338,600					
	94	287,400	339,200					
	95	288,000	339,700					
	96	288,500	340,300					
	97	289,000	340,600					
	98	289,600	341,100					
	99	290,100	341,500					
	100	290,700	341,900					
	101	291,200	342,300					
	102	291,700						
	103	292,300						
	104	292,900						
	105	293,400						
定年前再任用短時間勤務職員		219,500	260,000	279,700				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

保 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800
	2	201,300	255,900	288,800
	3	203,000	257,500	289,700
	4	204,700	258,800	290,600
	5	206,300	260,300	291,500
	6	207,900	261,500	292,400
	7	209,500	262,600	293,300
	8	211,100	263,700	294,200
	9	212,700	264,800	295,000
	10	214,500	265,900	296,000
	11	216,300	267,000	297,200
	12	217,400	268,100	298,300
	13	218,500	269,200	299,500
	14	219,700	270,100	300,600
	15	220,900	271,000	301,700
	16	222,000	271,800	302,800
	17	223,100	272,400	303,900
	18	224,100	273,100	305,000
	19	225,100	273,900	306,100
	20	226,100	274,600	307,100
	21	227,100	275,600	308,100
	22	228,500	276,500	309,100
	23	229,800	277,400	310,100
	24	231,100	278,300	311,100
	25	232,400	279,300	312,100
	26	233,700	280,200	313,100
	27	235,000	281,100	314,100
	28	236,200	282,000	315,100
	29	237,400	282,900	316,100
	30	238,400	283,700	317,200
	31	239,400	284,600	318,300
	32	240,400	285,500	319,400
	33	241,400	286,500	320,500
	34	242,400	287,500	321,600
	35	243,300	288,500	322,700
	36	244,200	289,400	323,800
	37	245,100	290,300	324,800
	38	246,000	291,300	325,900
	39	246,900	292,300	327,000
	40	247,700	293,200	328,000
	41	248,500	294,100	329,000
	42	249,100	295,100	329,900

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	43	249,700	296,100	330,800
	44	250,300	297,000	331,700
	45	250,800	297,900	332,600
	46	251,300	298,800	333,300
	47	251,800	299,700	333,900
	48	252,300	300,600	334,500
	49	252,800	301,400	335,100
	50	253,400	302,300	335,800
	51	253,900	303,200	336,400
	52	254,400	304,000	337,000
	53	254,800	304,900	337,600
	54	255,300	305,900	338,100
	55	255,800	306,900	338,600
	56	256,300	307,800	339,100
	57	256,800	308,700	339,500
	58	257,200	309,700	339,700
	59	257,600	310,600	340,200
	60	258,000	311,500	340,700
	61	258,400	312,400	341,000
	62	258,800	313,300	341,400
	63	259,200	314,200	341,900
	64	259,600	315,000	342,300
	65	260,000	315,700	342,700
	66	260,400	316,600	343,200
	67	260,800	317,400	343,600
	68	261,200	318,200	344,100
	69	261,600	319,000	344,300
	70	262,000	319,500	344,800
	71	262,400	320,000	345,300
	72	262,800	320,500	345,700
	73	263,200	321,000	346,000
	74	263,600	321,600	346,400
	75	264,000	322,100	346,900
	76	264,400	322,600	347,300
	77	264,800	322,900	347,500
	78	265,200	323,200	347,800
	79	265,600	323,700	348,200
	80	265,900	324,000	348,600
	81	266,200	324,300	348,900
	82	266,600	324,600	349,200
	83	267,000	324,900	349,600
	84	267,300	325,200	350,000
	85	267,600	325,600	350,300
	86	268,000	326,000	350,700
	87	268,400	326,300	351,100
	88	268,700	326,500	351,300
	89	269,000	327,000	351,600
	90	269,400	327,400	
	91	269,800	327,600	

92	270,100	328,000
93	270,400	328,400
94	270,800	328,800
95	271,200	329,200
96	271,500	329,500
97	271,800	329,700
98	272,200	330,000
99	272,600	330,300
100	272,900	330,600
101	273,200	331,000
102	273,600	331,200
103	274,000	331,500
104	274,300	331,900
105	274,500	332,300
106	274,700	332,600
107	275,000	332,900
108	275,300	333,200
109	275,600	333,500
110	275,900	333,900
111	276,200	334,200
112	276,400	334,400
113	276,700	334,600
114	277,000	334,900
115	277,300	335,200
116	277,700	335,500
117	278,000	335,700
118	278,300	
119	278,600	
120	279,000	
121	279,200	
122	279,400	
123	279,800	
124	280,100	
125	280,300	
126	280,600	
127	281,000	
128	281,400	
129	281,600	
130	282,000	
131	282,400	
132	282,700	
133	282,900	
134	283,200	
135	283,600	
136	283,900	
137	284,100	
138	284,400	
139	284,700	

	140	285,000		
	141	285,200		
	142	285,400		
	143	285,600		
	144	285,900		
	145	286,300		
	146	286,500		
	147	286,800		
	148	287,100		
	149	287,400		
	150	287,600		
	151	287,900		
	152	288,100		
	153	288,400		
定年前再任用短時間勤務職員		205,800	245,600	260,100

備考 この表は、保育士又は栄養士の業務に従事する職員又はフルタイム会計年度任用職員であって、市長が規則で定める者に適用する。

(佐倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例 (平成 2 0 年佐倉市条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「、第 3 項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 4 項とする。

第 8 条第 1 項中「から第 1 0 条の 2 まで、第 1 8 条の 2 及び第 2 1 条」を「、第 1 0 条及び第 1 8 条の 2 」に改め、同条第 2 項中「、第 2 0 条第 2 項」の次に「、第 2 1 条第 2 項」を、「採用された職員」の次に「(以下「特定任期付職員」という。) 」を加え、「 1 0 0 分の 1 2 7 . 5 」を「 1 0 0 分の 1 2 5 」に、「 1 0 0 分の 1 7 5 」を「 1 0 0 分の 9 5 」と、給与条例第 2 1 条第 2 項中「その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「特定任期付職員の総額は、当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 8 7 . 5 を乗じて得た額の総額」に改める。

第 9 条第 2 項を削る。

第 1 0 条第 1 項中「、第 9 条から第 1 1 条まで及び第 1 4 条」を「及び第 9 条から第 1 1 条まで」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 項及び」を削り、「給与条例第 2 条第 4 項中「及び災害派遣手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当」と、給与条例第 1 2 条」を「同条」に、「職員」とあるのは」を「職員」とあるのは、」に改める。

(佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和 4 2 年佐倉市条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「の各号」を削り、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 1 2 条第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 1 0 時から翌日の」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 1 7 条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の次に「(昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号)」を加える。

第 1 8 条の 2 第 1 項中「及び第 6 条の 2 」及び「及び佐倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 0 年佐倉市条例第 6 号）第 4 条の規定により採用された職員」を削り、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 第 6 条及び第 6 条の 2 の規定は、佐倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 0 年佐倉市条例第 6 号）第 4 条の規定により採用された職員には適用しない。

（佐倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第 4 条 佐倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年佐倉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 2 条から第 1 4 条までの規定中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

（一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年佐倉市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項及び第 9 項中「附則第 9 条第 2 項」を「附則第 9 条第 6 項」に

改める。

(佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (令和 4 年佐倉市条例第 26 号) の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 7 項の規定 公布の日

(2) 第 1 条中一般職職員の給与に関する条例 (以下「給与条例」という。)

第 20 条の 2 第 3 号及び第 4 号の改正規定並びに給与条例第 20 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の改正規定並びに附則第 6 項の規定 令和 7 年 6 月 1 日

(号給の切替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) の前日において給与条例別表第 1 及び別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給 (次項及び同表において「新号給」という。) は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給 (同表において「旧号給」という。) に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準

ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- ４ 切替日から令和８年３月３１日までの間における第１条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第９条及び第３条の規定による改正後の佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後企業職員給与条例」という。）第６条の規定の適用については、改正後給与条例第９条第１項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行７級職員に対しては、支給しない」と、同条第２項中「（５）重度心身障害者」とあるのは

「

（５）重度心身障害者

（６）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」

と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とし、改正後企業職員給与条例第６条第１項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第５号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない」と、同条第２項中「（４）重度心身障害者」とあるのは

「

（４）重度心身障害者

(5) 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

」

とする。

(通勤手当に関する経過措置)

- 5 改正後給与条例第 11 条第 4 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(期末手当に関する経過措置)

- 6 刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。) 及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和 4 年法律第 68 号) 並びに附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行前に犯した刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 13 条に規定する禁錮以上の刑 (死刑を除く。) が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後給与条例第 20 条の 3 第 1 項 (第 1 号に係る部分に限る。) 及び第 3 項 (第 3 号に係る部分に限る。) の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(その他の経過措置の規則等への委任)

- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則 (地方公営企業の管理者が担任する事項については、管理規程) で定める。

(佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 8 佐倉市職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年佐倉市条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 19 条の表第 22 条の 2 第 2 項の項中

「

第 4 条第 3 項から 第 10 項まで及び 第 9 条から第 10 条の 2 まで	第 9 条から第 10 条の 2 まで
--	---------------------

」を

「

第 4 条第 3 項から 第 10 項まで及び 第 9 条	第 9 条及び第 10 条
-------------------------------------	---------------

」に改め、「及び任

期付職員条例第 4 条の規定により採用された職員」を削る。

附則別表(その1)(附則第2項関係)

給与条例別表第1の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	2	1	1	1
11	3	3	1	1	1
12	4	4	1	1	1
13	5	5	1	1	1
14	6	6	2	1	1
15	7	7	3	1	1
16	8	8	4	1	1
17	9	9	5	1	1
18	10	10	6	2	1
19	11	11	7	3	1
20	12	12	8	4	1
21	13	13	9	5	1
22	14	14	10	6	1
23	15	15	11	7	1
24	16	16	12	8	2
25	17	17	13	9	2
26	18	18	14	10	2
27	19	19	15	11	2
28	20	20	16	12	3
29	21	21	17	13	3
30	22	22	18	14	3
31	23	23	19	15	3
32	24	24	20	16	3
33	25	25	21	17	3
34	26	26	22	18	4
35	27	27	23	19	4

36	28	28	24	20	4
37	29	29	25	21	4
38	30	30	26	22	4
39	31	31	27	23	4
40	32	32	28	24	4
41	33	33	29	25	4
42	34	34	30	26	5
43	35	35	31	27	5
44	36	36	32	28	5
45	37	37	33	29	5
46	38	38	34	30	
47	39	39	35	31	
48	40	40	36	32	
49	41	41	37	33	
50	42	42	38	34	
51	43	43	39	35	
52	44	44	40	36	
53	45	45	41	37	
54	46	46	42	38	
55	47	47	43	39	
56	48	48	44	40	
57	49	49	45	41	
58	50	50	46	42	
59	51	51	47	43	
60	52	52	48	44	
61	53	53	49	45	
62	54	54	50		
63	55	55	51		
64	56	56	52		
65	57	57	53		
66	58	58	54		
67	59	59	55		
68	60	60	56		
69	61	61	57		
70	62	62	58		
71	63	63	59		
72	64	64	60		
73	65	65	61		
74	66	66	62		

75	67	67	63		
76	68	68	64		
77	69	69	65		
78	70	70	66		
79	71	71	67		
80	72	72	68		
81	73	73	69		
82	74	74	70		
83	75	75	71		
84	76	76	72		
85	77	77	73		
86	78	78			
87	79	79			
88	80	80			
89	81	81			
90	82	82			
91	83	83			
92	84	84			
93	85	85			
94	86				
95	87				
96	88				
97	89				

(その2)

給与条例別表第2の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13
18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31

36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48
53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70

75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77
82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89
94	90	
95	91	
96	92	
97	93	
98	94	
99	95	
100	96	
101	97	
102	98	
103	99	
104	100	
105	101	
106	102	
107	103	
108	104	
109	105	
110	106	
111	107	
112	108	
113	109	

114	110	
115	111	
116	112	
117	113	
118	114	
119	115	
120	116	
121	117	